

(電子メール施行)  
建 指 第 1026号  
平成29年 4 月 17日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の  
規定が適用される建築物に係る完了検査申請の添付図書について  
(通知)

平素は、本県の建築行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の一部改正（平成28年11月30日公布）により、平成29年4月1日から建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定が適用される建築物（以下「省エネ基準適合建築物」という。）については、建築主事等は従前の完了検査に加え、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に要した図書及び書類のとおり実施されていることを確認することとなりました。

このたび、本県では、平成29年3月15日付け国住建環第215号及び国住指第4190号の「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について（技術的助言）」を踏まえ、省エネ基準適合建築物の完了検査の申請者に、次に掲げる書類の添付を求めて申請書を補足することとしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

- 1 省エネ基準工事監理報告書
- 2 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(建築物エネルギー消費性能に係る軽微な変更がある場合に限る。)
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面(建築物エネルギー消費性能に係る軽微な変更がある場合に限る。以下「軽微変更該当証明書」という。)

ただし、建築物のエネルギー消費性能に係る計算を要するものを除き、建築主事が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更と認めた場合については軽微変更該当証明書の添付を省略できることとします。

なお、申請書を補足する書類の様式は兵庫県ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

|                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問い合わせ先：兵庫県県土整備部住宅建築局<br>建築指導課建築指導班<br>担当：牧野、高橋<br>Tel：(078)341-7711（内線）4717<br>Fax：(078)362-4455 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|